

「目には目を 歯には歯を」

馬奈木 昭雄

法の世界では、ハムラビ法典やローマ法など、はるか昔から伝えられてきた法のルールがあります。その中で現在まで、普通にいわれている法格言などの興味がある言葉を取り上げて簡単に解説してみたいと思います。

今日は、「目には目を 歯には歯を」です。みなさんこの言葉自体はハムラビ法典できめられていることとして知っているのではないのでしょうか。「やられたらやり返す」いえいえ現在は、「やられたら倍返し」がはやります。この言葉は、一般論として刑罰の基本としていわれたのではなく、本来は偽証罪（裁判の証人が同胞に対して偽証したこと）に対する刑罰なのです。出典は旧約聖書の「申命記」です。

裁判人は詳しく調査し、もしその証人が偽証人であり、同胞に対して偽証したということになれば、彼が同胞に対してたくらんだ事を彼自身に報い、あなたの中から悪を取り除かねばならない。他の者たちは聞いて恐れを抱き、このような悪事をあなたの中で二度と繰り返すことはないであろう。あなたは憐れみをかけてはならない。命には命、目には目、歯には歯、手には手、足には足を報いなければならない。

出典：申命記「裁判の証人」

その意味は、人は自分が行った犯罪に相等しい刑罰をうけなければならない、ということでしょう。

旧約聖書の「律法」といわれる部分は、いわば法律（掟）であり、砂漠の民の厳守すべき神の命令だったのです。この申命記はモーセがシナイ山で十戒を神から授けられた後の話です。申命記は、「モーセはイスラエルのすべての人にこれらの言葉を告げた」という言葉で始められています。「モーセは、ヨルダン川の東側にあるモアブ地方で、この律法の説き明かしに当たった」と書かれています。

この原則が私達にも理解しやすいのは、現在の私達の法律（近代市民法＝資本主義法）の基本原則も、等価交換法則（等しい価値の交換）による商品取引が行わなければならないことと相通ずる原理だからだと思います。

そこでこの言葉は、刑罰だけではなく行政法（例えば行政処分の程度など）や民法でも基本原則として考えられています。